

【例：1】加入者が2人の場合（一般的なケース①）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（67歳）	2,500,000 円（年金）	1,400,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（60歳）	1,300,000 円（給与）	750,000 円	国民健康保険
固定資産税額		50,000 円（土地・家屋分）		

○太郎さんは年金収入、花子さんは給与収入です。
 ○花子さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 （太郎さんは65歳以上なので算定しません。）

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	1,400,000 円	－	430,000 円	=	970,000 円	ア
花子さん	750,000 円	－	430,000 円	=	320,000 円	イ
					合計 1,290,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	5.50%	=	70,950 円	①
資産割	50,000 円	×	20%	=	10,000 円	②
均等割	26,000 円	×	2 人	=	52,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 27,000円			=	27,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④						≒ 159,900 円 A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	1,290,000 円（ウ）	×	2.00%	=	25,800 円	⑤
資産割	50,000 円	×	6%	=	3,000 円	⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧						≒ 54,800 円 B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	320,000 円（イ）	×	1.00%	=	3,200 円	⑨
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪						≒ 21,200 円 C（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 235,900 円

※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：2】加入者が4人の場合（一般的なケース②）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	4,500,000 円（給与）	3,160,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（38歳）	2,500,000 円（給与）	1,670,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（5歳）			国民健康保険
子	二郎くん（3歳）			国民健康保険

固定資産税額	なし
--------	----

- 太郎さん、花子さんともに給与収入です。
 ○太郎さんは45歳なので、介護納付金分も算定します。
 （花さんは40歳未満なので算定しません。）
 ○一郎くん、二郎くんは未就学児なので、均等割5割軽減が適用されます。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	3,160,000 円	－	430,000 円	=	2,730,000 円	ア
花子さん	1,670,000 円	－	430,000 円	=	1,240,000 円	イ
					合計 3,970,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	5.50%	=	218,350 円	①
資産割	0 円	×	20%	=	0 円	②
均等割	26,000 円	×	2 人	=	52,000 円	③
均等割（未就学児）	13,000 円	×	2 人	=	26,000 円	③'
平等割	1 世帯あたり 27,000円			=	27,000 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+③'+④ ÷						323,300 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	3,970,000 円（ウ）	×	2.00%	=	79,400 円	⑤
資産割	0 円	×	6%	=	0 円	⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円	⑦
均等割（未就学児）	4,500 円	×	2 人	=	9,000 円	⑦'
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑦'+⑧ ÷						114,400 円 B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,730,000 円（ア）	×	1.00%	=	27,300 円	⑨ （太郎さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪ ÷						45,300 円 C （百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 483,000 円

- ※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：3】加入者が1人（特定世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（77歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度
妻	花子さん（70歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	国民健康保険
固定資産税額		5,000 円（花子さん名義の土地分）		

○太郎さん、花子さんともに年金収入です。
○太郎さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）
※国保加入者が1人だけで、後期高齢者医療制度に移行後、5年以内のため「特定世帯」となります。
※特定世帯は、平等割が2分の1となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額
太郎さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》		
花子さん	0 円	430,000 円	0 円 ア
		合計	0 円 イ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下のため、均等割、平等割が7割分軽減されます。
※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	0 円（イ）	×	5.50%	=	0 円 ①
資産割	5,000 円	×	20%	=	1,000 円 ②
均等割	26,000 円	×	1 人	=	26,000 円 ③
7割軽減	26,000 円	×	0.7	=	△ 18,200 円 ③'
平等割	1 世帯あたり 27,000円				
特定世帯	27,000 円	×	1/2	=	13,500 円 ④
7割軽減	13,500 円	×	0.7	=	△ 9,450 円 ④'
医療給付費分の合計 ①＋②＋③＋③'＋④＋④' ÷					12,800 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	0 円（イ）	×	2.00%	=	0 円 ⑤
資産割	5,000 円	×	6%	=	300 円 ⑥
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円 ⑦
7割軽減	9,000 円	×	0.7	=	△ 6,300 円 ⑦'
平等割	1 世帯あたり 8,000円				
特定世帯	8,000 円	×	1/2	=	4,000 円 ⑧
7割軽減	4,000 円	×	0.7	=	△ 2,800 円 ⑧'
後期高齢者支援金分の合計 ⑤＋⑥＋⑦＋⑦'＋⑧＋⑧' ÷					4,200 円 B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

該当なし

5 国民健康保険税の年額

A+B = 17,000 円

※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：4】加入者が2人で2割軽減を受ける場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（68歳）	2,100,000 円（年金）	1,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（62歳）	1,000,000 円（給与）	450,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（85歳）	1,000,000 円（年金）	0 円	後期高齢者医療制度

固定資産税額	なし
--------	----

○太郎さんと梅さんは年金収入、花さんは給与収入です。
 ○花さんは62歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。
 ※梅さんは、特定世帯（5年）、特定継続世帯（3年）の期間満了となりました。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額
太郎さん	1,000,000 円	－	430,000 円	=	570,000 円 ア
花子さん	450,000 円	－	430,000 円	=	20,000 円 イ
			合計		590,000 円 ウ

※軽減判定の所得金額が43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋（54万5千円×加入者数）以下のため、均等割、平等割が2割軽減されます。

※軽減判定所得の計算方法は、「税率表」をご参照ねがいます。

2 医療給付費分の計算

所得割	590,000 円（ウ）	×	5.50%	=	32,450 円 ①
資産割	0 円	×	20%	=	0 円 ②
均等割	26,000 円	×	2 人	=	52,000 円 ③
2割軽減	52,000 円	×	0.2	=	△ 10,400 円 ③'
平等割	1 世帯あたり 27,000円	=			27,000 円 ④
2割軽減	27,000 円	×	0.2	=	△ 5,400 円 ④'
医療給付費分の合計 ①＋②＋③＋③'＋④＋④'					≒ 95,600 円 A （百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	590,000 円（ウ）	×	2.00%	=	11,800 円 ⑤
資産割	0 円	×	6%	=	0 円 ⑥
均等割	9,000 円	×	2 人	=	18,000 円 ⑦
2割軽減	18,000 円	×	0.2	=	△ 3,600 円 ⑦'
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=			8,000 円 ⑧
2割軽減	8,000 円	×	0.2	=	△ 1,600 円 ⑧'
後期高齢者支援金分の合計 ⑤＋⑥＋⑦＋⑦'＋⑧＋⑧'					≒ 32,600 円 B （百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	20,000 円（イ）	×	1.00%	=	200 円 ⑨ （花子さんのみ）
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円 ⑩
2割軽減	10,000 円	×	0.2	=	△ 2,000 円 ⑩'
平等割	1 世帯あたり 8,000円	=			8,000 円 ⑪
2割軽減	8,000 円	×	0.2	=	△ 1,600 円 ⑪'
介護納付金分の合計 ⑨＋⑩＋⑩'＋⑪＋⑪'					≒ 14,600 円 C （百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

$$A + B + C = 142,800 \text{ 円}$$

※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

※令和6年4月1日現在

【例：5】加入者が1人（特定継続世帯）の場合

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（60歳）	4,800,000 円（給与）	3,400,000 円	国民健康保険
母	梅子さん（82歳）	2,000,000 円（年金）	900,000 円	後期高齢者医療制度
固定資産税額		50,000 円（太郎さん名義の土地・家屋分）		

○太郎さんは給与収入、梅子さんは年金収入です。
 ○太郎さんは60歳なので、介護納付金分も算定します。
 ○梅子さんは、後期高齢者医療制度の被保険者です。（特定同一世帯所属者になります。）
 ※国保加入者が1人だけで、特定世帯としての期間満了後、3年以内のため「特定継続世帯」となります。

1 課税標準額の計算

	所得金額	基礎控除額	課税標準額	
太郎さん	3,400,000 円	—	430,000 円	= 2,970,000 円 ア
梅子さん	《税額計算の対象外（※課税対象者は国保加入者のみ）》			
			合計	2,970,000 円 イ

2 医療給付費分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	5.50%	=	163,350 円	①
資産割	50,000 円	×	20%	=	10,000 円	②
均等割	26,000 円	×	1 人	=	26,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 27,000円					
特定継続世帯	27,000 円	×	3/4	=	20,250 円	④
医療給付費分の合計 ①+②+③+④						≒ 219,600 円 A（百円未満切捨て）

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	2.00%	=	59,400 円	⑤
資産割	50,000 円	×	6%	=	3,000 円	⑥
均等割	9,000 円	×	1 人	=	9,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円					
特定継続世帯	8,000 円	×	3/4	=	6,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計 ⑤+⑥+⑦+⑧						≒ 77,400 円 B（百円未満切捨て）

4 介護納付金分の計算

所得割	2,970,000 円（イ）	×	1.00%	=	29,700 円	⑨
均等割	10,000 円	×	1 人	=	10,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計 ⑨+⑩+⑪						≒ 47,700 円 C（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

A+B+C = 344,700 円

※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
 ※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
 ※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。

【例：6】加入者が3人の場合（限度額を超えるケース）

続柄	氏名・年齢	収入金額	所得金額	加入保険
世帯主	太郎さん（45歳）	56,000,000 円（事業）	11,000,000 円	国民健康保険
妻	花子さん（42歳）	3,500,000 円（専給）	2,370,000 円	国民健康保険
子	一郎くん（12歳）			国民健康保険

固定資産税額	150,000 円（土地・家屋分）
--------	-------------------

○太郎さんは事業収入、花子さんは専従者給与収入です。
○太郎さん、花子さんともに介護納付金分も算定します。

1 課税標準額の計算

	所得金額		基礎控除額		課税標準額	
太郎さん	11,000,000 円	－	430,000 円	=	10,570,000 円	ア
花子さん	2,370,000 円	－	430,000 円	=	1,940,000 円	イ
				合計	12,510,000 円	ウ

2 医療給付費分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	5.50%	=	688,050 円	①
資産割	150,000 円	×	20%	=	30,000 円	②
均等割	26,000 円	×	3 人	=	78,000 円	③
平等割	1 世帯あたり 27,000円			=	27,000 円	④
医療給付費分の合計	①+②+③+④	≒			823,000 円	A（百円未満切捨て）
	※Aが限度額超過のため 650,000 円 A'					

3 後期高齢者支援金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	2.00%	=	250,200 円	⑤
資産割	150,000 円	×	6%	=	9,000 円	⑥
均等割	9,000 円	×	3 人	=	27,000 円	⑦
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑧
後期高齢者支援金分の合計	⑤+⑥+⑦+⑧	≒			294,200 円	B（百円未満切捨て）
	※Bが限度額超過のため 240,000 円 B'					

4 介護納付金分の計算

所得割	12,510,000 円（ウ）	×	1.00%	=	125,100 円	⑨
均等割	10,000 円	×	2 人	=	20,000 円	⑩
平等割	1 世帯あたり 8,000円			=	8,000 円	⑪
介護納付金分の合計	⑨+⑩+⑪	≒			153,100 円	C（百円未満切捨て）

5 国民健康保険税の年額

$$\underline{\underline{A' + B' + C = 1,043,100 \text{ 円}}}$$

※医療給付費分が65万円を超える場合は、65万円となります。
※後期高齢者支援金分が24万円を超える場合は、24万円となります。
※介護納付金分が17万円を超える場合は、17万円となります。